

公 告

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和 6 年 6 月 21 日から 4 月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和 6 年 6 月 21 日

岐阜県知事 古田 肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤマダ電機テックランド各務原店
各務原市鵜沼三ツ池町 3 丁目 132 番地 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社エイチ・ツー・オー商業開発
代表取締役 今井 康博 1
大阪市西成区花園南一丁目 4 番 4 号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イズミヤ株式会社 代表取締役 林 紀男 大阪市西成区花園南一丁目 4 番 4 号	株式会社エイチ・ツー・オーアセットマネジメント 代表取締役 黒松 弘育 大阪市西成区花園南一丁目 4 番 4 号

4 届出年月日

令和6年6月5日